

沖縄市
自動証明写真機設置事業者募集要項

沖縄県沖縄市役所市民部市民課

T E L : 098-939-1212(内3121)

F A X : 098-939-7472

E-Mail : simina33@city.okinawa.lg.jp

お申込みの前に必ずこの要項をお読みください

沖縄市行政財産貸付(自動証明写真機設置事業者募集)
に関する募集から契約締結までの流れ(概要)

募集要項の配布

期 間 : 令和7年7月23日(水)～令和7年8月21日(木)
沖縄市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。



入札参加申込・受付

期 間 : 令和7年7月23日(水)～令和7年8月21日(木)
(土日・祝日を除きます)
時 間 : 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除きます)
※郵送可(受取日時、配達されたことが証明できる方法にて期間内必着)



入札参加資格の審査結果通知

時 期 : 令和7年8月下旬
※申込受付後、入札参加資格について審査し、参加資格を認めた方へ
「入札参加資格確認結果通知書」(以下「結果通知書」という。)を郵送
します。結果通知書は、入札の際に必要となりますので、必ず保管してくだ
さい。



入札の実施

日 時 : 令和7年9月17日(水) 午前11時開始
場 所 : 沖縄市役所 地下1階 入札室



次ページへ



落札者の決定

入札終了後、直ちに開札を行い、入札者及び立会人の面前で、氏名・価格を読み上げて公表し、最低貸付価格(年額)以上で最高価格(年額)の入札をした方を落札者とします。



落札者との打ち合わせ

落札後、契約までの間に自動証明写真機の設置に関する詳細について協議します(場所・方法・日時・管理手法など)。



賃貸借契約の締結

令和7年9月25日(木)まで



写真機の設置

令和7年12月1日予定(詳細は落札者と協議のうえ決定します)

自動証明写真機設置事業者募集要項

沖縄市では、自動証明写真機設置事業者を募集しますので、入札参加される方は、この募集要項をよくお読みになり、以下の各事項をご確認の上、お申込みください。

1. 募集内容

(1) 件名

自動証明写真機設置に関する沖縄市行政財産の貸付

(2) 貸付物件の表示等

建物名称及び所在	貸付箇所	貸付面積	最低貸付価格 (年間)
沖縄市役所 沖縄市仲宗根町26番1号	市役所1階	2.72㎡	41,750円 (税抜)

2. 契約にあたっての主な条件

(1) 契約の内容

本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付とし、借地借家法(平成3年法律第90号)第38条の規定に基づく賃貸借契約となります。

(2) 貸付期間

令和7年12月1日から令和10年11月30日までとします。(設置及び撤去に要する期間を含みます。)

(3) 貸付物件の用途指定

自動証明写真機設置運営業務の用途に供さなければなりません。

(4) 貸付料

貸付料は、入札金額に契約年数を乗じ、さらに消費税相当額を加算した金額(入札金額×契約年数×消費税)となります。

(5) 電気使用料及びその他必要経費

自動証明写真機の設置、移設、撤去及び維持管理に必要とする経費は、全て設置事業者の負担とします。

電気使用料についても設置事業者の負担とし、本市が別途送付する納付書にて、各納付期限までに納付してください。(詳細につきましては、別紙仕様書にてご確認ください。)

(6) 自動証明写真機の仕様

別紙仕様書をご参照ください。

(7) 維持管理運営責任

別紙仕様書をご参照ください。

3. 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 本募集申込書の提出期間の最終日から入札日までの間において、沖縄市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 沖縄市暴力団排除条例(平成23年12月21日条例第15号)第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当又は関係していないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 本要項記載の貸付条件及び法令等を遵守し、本事業を行う資力、能力等を有する者であること。
- (8) 募集の日から過去2年間の間に本市、国もしくは他の地方公共団体において、2回以上にわたって自動証明写真機設置の運営実績があること。

4. 応募申込手続き

(1) 受付期間

令和7年7月23日(水)～令和7年8月21日(木)まで(土日・祝日を除きます)。

※時間については、午前9時～午後5時(正午～午後1時を除きます)。

(2) 応募方法

郵送又は直接持参とします。なお、郵送の場合は「受取日時、配達されたことが証明できる方法」によるもの(期間内必着)とし、郵送事故等については提出者のリスク負担とします。

(3) 提出先

〒904-8501

沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市役所市民部市民課管理係 (沖縄市役所1階)

(4) 提出書類

下記の登記簿謄本と各証明書はいずれも発行後3ヶ月以内のもの(複写も可)に限ります。

ア 応募者が法人の場合

- 1) 入札参加申込書(様式第1号)
- 2) 商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- 3) 印鑑証明書
- 4) 市町村税の滞納のない証明書(事業所のある市町村発行)

5)都道府県税完納証明書(全税目の滞納のないことを確認できる証明書)

6)国税納税証明書(その3の3)

7)自動証明写真機設置運営実績(募集の日から過去2年間分)

8)設置を希望する自動証明写真機のカatalog

イ 応募者が個人の場合

1)入札参加申込書(様式第1号)

2)住民票の写し(注:個人番号・住民票コード・続柄及び本籍が省略されたもの)

3)印鑑登録証明書

4)市町村税の滞納のない証明書(住所のある市町村発行)

5)国税納税証明書(その3の2)

6)本籍地市町村長発行の身分証明書(破産者等でないことの証明書)

7)自動証明写真機設置運営実績(募集の日から過去2年間分)

8)設置を希望する自動証明写真機のカatalog

(5)一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札の参加資格があると認められたものが、前述「3. 応募資格要件」の各号のいずれかの資格を欠いたとき、または「4. 応募申込手続き(4)提出書類」に虚偽の記載があったときは、当該入札の参加資格を喪失します。

(6)質問書及び回答について

ア 質問受付期間

令和7年7月23日(水)～令和7年8月8日(金)まで

イ 質問提出方法

質問書(様式第2号)をFAX又は電子メールにより提出してください。

※電話、口頭による照会対応は行いません。

ウ 提出先FAX番号及びメールアドレス

沖縄市役所市民部市民課 FAX番号:098-939-7472

沖縄市役所市民部市民課 メールアドレス : simina33@city.okinawa.lg.jp

エ 回答方法

質問の要旨及び回答をとりまとめの上、令和7年8月18日(月)午後5時までに、本市のホームページにおいて公表します。

(7)審査結果

入札参加資格審査の結果については、令和7年8月29日(金)までに、申込者あて結果通知書を書面にて発送します(発送から到着まで数日を要します)。

5. 入札及び開札の日時、場所

(1) 日時

令和7年9月17日(水) 午前11時開始

(2) 場所

沖縄市役所 地下1階 入札室

6. 入札保証金

入札保証金は、免除します。

7. 入札手続き

(1) 入札方法

ア 入札書(様式第3号)は、当日持参してください。郵送による入札は受け付けません。

イ 入札参加資格審査の結果、参加資格を認めた方には、結果通知書等を送付しますので、所定の入札書に必要事項を記載し、記名押印の上、入札箱に投函してください。なお、代理人が入札する場合は、委任状(様式第4号)が必要となります。

ウ 入札書に記載する入札金額は、1年間の貸付料の金額(消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額)を記載してください。なお、「1募集内容(2)貸付物件の表示等」の最低貸付価格には消費税及び地方消費税に相当する額は含まれていません。また、最低貸付価格に達しない価格による入札は無効とします。

エ 入札手続きに関する費用については、すべて入札参加者の負担とします。

(2) 入札時に持参する書類

ア 結果通知書

イ 入札書(様式第3号)

ウ 委任状(様式第4号)※代理人が入札に参加する場合

(3) 無効となる入札

ア 入札参加の資格がない者のした入札

イ 入札事項を記載しないもの又は一定の数字をもつて価格を表示しないもの

ウ 同一入札について、2通以上の入札をしたもの

エ 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたもの

オ 入札者の記名押印のないもの

カ 入札書中その要領が不明確のもの

キ 不正な行為によりなされたもの

ク 民法(明治29年法律第89号)第95条の規定に該当するもの(法律行為の錯誤)

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(4)開札

入札書投入完了後、直ちに開札を行い、入札者及び立会人の面前で、氏名・価格を読み上げて公表し、落札者を決定します。

(5)辞退

入札執行の完了に至るまでは、入札辞退届(様式第5号)を提出することにより、入札を辞退することができます。

8. 落札者の決定

(1)開札の結果、最低貸付価格(年額)以上の価格をもって有効な入札を行った方のうち、最高価格(年額)の入札を行った方を落札者とします。

(2)開札の結果、最高価格(年額)の入札を行った方が複数いる場合は、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。

(3)次のいずれかに該当する落札は無効とし、入札価格の高い方の順に落札者を決定します。

ア 落札した後に参加資格がないことが明らかになったとき

イ 落札者が契約の締結を辞退したとき

ウ 指定した期日までに契約を締結しないとき

エ 入札に不正行為があったと認められるとき

オ 法令等に違反する事項が生じたとき

9. 契約締結の手続

(1)契約条項

別紙「自動証明写真機設置に係る行政財産賃貸借契約書(案)」を参照してください。

(2)契約の締結及び方法

本市が指定する期日までに契約書の記名押印をもって契約を締結します。

ア 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。

イ 賃貸借契約は、入札申込者名義で行います。

※契約書に使用する印鑑は、入札参加申込書に使用した印鑑と同一の印鑑として下さい。

10. その他

(1)事情により入札を変更し、又はやむを得ない事情により入札を取りやめる場合があります。

(2)本募集要項に定めるもののほか、沖縄市契約規則(昭和53年9月29日規則第19号)その他関係法令等に定めるところによります。

(3)入札参加に際し提出された書類に記載された情報は、この入札事務にのみ使用します。

11. 募集に関する問い合わせ先

沖縄市役所市民部市民課管理係

TEL:098-939-1212(内線3121)

FAX:098-939-7472

E-Mail: simina33@city.okinawa.lg.jp

担当者:上間